

施策 取組

紹介

行政機関におけるマイナンバーカードの 活用事例とマイナンバーカードの安全性について

知事政策局
ICT推進課

はじめに

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高い「デジタル社会の基盤」です。新潟県の交付率は令和5年1月時点で55%を超え、全国平均では60%を超えています。今後は、次のステップとしてマイナンバーカードの活用を考えていく必要があります。

そこで、今回はマイナンバーカードの先進的な活用事例を紹介するとともに、活用を推進するにあたり改めてマイナンバーカードの安全性を確認します。

マイナンバーカードの利用方法

- ① ICチップの空き領域の利用
ICチップの空き領域は、市町村・都道府県の場合は条例を制定した上で、それぞれ独自のサービスを利用することができます。
地域住民向け領域と拡張利用領域の二つの領域があり、サービスによって使い分けすることができます。
- ② 電子証明書の利用(署名用電子証明書・利用者証明書・電子証明書)
マイナンバーカードのICチップに標準搭載さ

マイナンバーカードの安全性を再確認

マイナンバーカードの健康保険証利用や公金受取口座の登録も進み、マイナンバーカードを利用する機会が徐々に増えてきています。
利活用シーンが増えると、マイナンバーカードの安全性がますます重要になってくるので、改めてセキュリティ対策について確認します。

マイナンバーカードの安全性のポイント

- ① 落としても他人が使うことができない
個人番号利用事務において対面の手続きでマイナンバーカードを利用するときは、マイナンバーの確認と顔写真付きの本人確認書類等での確認が必要になるので、他人のマイナンバーを使って不正に手続きを行うことはできません。
また、マイナンバー制度は税や年金など個人情報を分散管理しているので、情報が芋づる式で漏れることはありません。手続きを行う行政職員だけがその手続に必要な情報だけにアクセスできるようになっています。さらに、不正にICチップの情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れるような仕組みになっています。

- ② マイナンバーカードには大切な個人情報は入っていない
マイナンバーカードのICチップ部分には、券面記載事項、公的個人認証に係る電子証明書、市区町村が条例で定めた事項のみ入っており、税や年金などの個人情報は記録されていません。コンビニでの

れている署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書を利用する方法です。署名用電子証明書は、確定申告など電子文書を送信する際に使用されます。また、利用者証明用電子証明書は、マイナンバーやコンビニ交付を利用するときなど本人確認の手段として使用されています。ICチップの空き領域の場合と異なり、市町村・都道府県が利用する場合も条例の制定は不要です。

なお、民間事業者が電子証明書を利用する際にJ-LISに納める必要がある手数料について、令和5年1月から当面の間、無料化され、国も民間事業者による活用を推進しています。

マイナンバーカードの活用事例

新潟県内では、マイナンバーカードを利用できる機会が増えてきています。複数の自治体でマイナンバーカードの図書館カードとしての利用や、コンビニ交付の利用などのサービスを受けられるように整備されています。

- ① 山梨県・時間外入庁時にマイナンバーカードを利用
住民票の写しの交付はICチップ内の利用者証明用電子証明書で本人確認を行い、各種情報を呼び出して行います。健康保険証としての利用も、本人の同意のもと、オンラインで資格情報を紹介して行います。呼び出された情報は、ICチップ内に記録されることはありません。

③ 24時間365日体制で一時利用停止を受付
マイナンバーカードを紛失した場合、24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止ができます。一時利用停止は住民票のある各市町村の窓口で、解除することができます。

④ 24時間365日体制で一時利用停止を受付
マイナンバーカードを紛失した場合、24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止ができます。一時利用停止は住民票のある各市町村の窓口で、解除することができます。

マイナンバーカードの安全性

なりすましはできない
✓顔写真入りのため、対面での悪用は困難。

大切な個人情報が入っていない
✓ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。

オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

マイナンバーを見られても個人情報盗まれない
✓マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

万全のセキュリティ対策
紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
アプリ毎に暗証番号を設定し、二回連続間違え機能
不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

- ② 前橋市・公共交通分野での活用
前橋市では、高齢者などの移動困難者を対象として、タクシ運賃の一部を補助する「マイタク」という制度を設けています。今までは、利用者に紙の利用券を配布していましたが、マイナンバーカードで事前に利用登録を行った上で、タクシー乗車時に車内設置の専用端末で利用資格を確認する仕組みを導入し、利用者とのタクシーの運行記録をデータ管理できるようにしました。これにより、利用券発行事務や利用実績の確認・集計等に係る作業を削減でき、タクシー会社や市職員の事務負担の軽減につながっています。

まとめ・マイナンバーカードの活用における将来像

現在、マイナンバーカードの普及は急速に進んでおり、今後はほぼすべての住民がマイナンバーカードを持つようになります。そうした中で、マイナンバーカードを図書館カードや健康保険証として利用するなど普段の生活でマイナンバーカードを利用する機会が増えてくるのが想定されます。利用の機会が増えることで、利便性を感じられる一方で、マイナンバーカードの安全性に不安を感じる人も一定数いることが考えられます。
そこで、マイナンバーカードの活用事例で紹介したように、自治体が主体となってカードの活用を進めることで、マイナンバーカードを便利で安全に使えることを住民に体感してもらうことができるのではないのでしょうか。今後は、各自治体がマイナンバーカードの活用を推進し、活用事例を横展開させていくことが大切になっていくでしょう。

